

ガッツレンタカー規約

〈届出の義務〉 契約時の届出事項(住所・電話番号等)に変更があった場合、速やかに届け出ることとします。

- 〈料金規定〉1. 料金(延長料金含)は例外なく前納制です。支払方法は来店現金、WEB決済、クレジットカード又は銀行振込となります。(振込手数料は契約者負担)
- ご利用開始日後、契約満了前に返却した場合でも料金の返金はありません。利用を延長希望する場合、返車日前日までに店舗への連絡が必須です。
 - 返却時間を超過した場合、当店規定の延長料金をお支払頂きます。延長料金は延長開始前日迄のお支払いが必要です。未入金のままの利用継続時は一切の任意保険が無効です。お振込する場合で、利用終了日や更新日が土・日・祝祭日と重なる場合、前営業日の15時迄に入金が必要です。
 - 延長連絡の無い料金未納時における無断利用期間の料金は、通常料金に加え、その2倍の違約金を加算した額となります

〈貸出契約について〉1. 来店時貸渡契約成立の条件として、借受人の運転免許証と健康保険証及び登録運転者全員の運転免許証の提示が必要です。
2. 緊急連絡先として借受人の親族の氏名、現住所、電話番号を告知頂きます。

〈強制引き上げについて〉

- 以下の事項に該当する場合は車両を強制的に引き上げ、当該日までの超過料金及び引き上げにかかる一切の費用(レッカー、鍵交換、捜索関連費)をお支払いいただきます。A.契約返却日までに連絡無く返却されない、B.料金の支払が3日以上滞った、C.駐車違反後1週間以内に罰則処理を行わない、D.契約書に入力した内容が事実と異なることが発覚した、E.警察署から犯罪に関連した身分照会を受けた、F.その他当社が定めた事項。
- 強制引き上げの際、積載されている私物の管理方法に対して、契約者は如何なる抗議もできません。積載物は引上げから6時間車内保管し、以後は荷物をまとめて7日間保管します。7日以内に請求金額の支払いと併せて来店による引き取りが無い場合は廃棄処分します。
- 強制引き上げに応じない場合や妨げる行為があった場合および延長料金を支払わない場合は、盗難扱いとして警察に被害届を提出致します。

〈事故・交通違反・保険・ロードサービス等について〉

- 衝突・接触・等如何なる事故(以後事故等)が発生した場合、速やかに警察に届けた後、営業時間内に連絡するものとします。
- 道路交通法の駐車違反をした場合、違反者は管轄警察に出頭し、反則金を納付した上、返車時に反則処理済を証する書面を提示して頂きます。
- 反則金を納付せず返車された場合は、当社が定める利用違約金(2万円/件)+NOC(3万円)をお支払い頂きます。※金額は税別以下同
- 警察から違反や事故、事件の問合せがあった場合、契約者の同意なく個人情報開示に協力します。被疑者として身分照会された場合、以後ガッツレンタカーの利用は出来ません。
- 当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社が定める補償制度により、次の限度内の保険金が支払われます。対人・対物補償は無制限、車両補償は無し、人身傷害補償は1名につき3000万円。但し保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合や当社が定める規約に違反した場合、保険金補償金は支払われません。
- 事故等(自損事故を含む)を起こした場合、過失割合が0の事故以外、事故の大小に関わらず、1事故免責額5万円を事故発生後3日以内に一括納付して頂きます。併せて事故相手方の情報(氏名・連絡先等の個人情報及び任意保険会社の連絡先)を当社へ報告するものとします。
- レンタカー車両破損時には車両補償料を破損日から3日以内に納付して頂きます。車両補償料は自走して返却した場合は1事故補償額5万円、自走できない場合は1事故補償額10万円です。当て逃げ・飛び石によるフロントガラス損傷・いたづら等、契約者の責任ではない損傷及び、認識していない事故で車両を破損した場合でも自損事故扱いとなり、上記記載の事故補償額(5万円もしくは10万円)を破損日から3日以内に一括納付して頂きます。
- 事故免責補償制度(以後CDW)に加入している場合は、5、6、の1事故免責額及び1事故補償額が免除されます。
- CDWは次に当てはまる方は加入することは出来ません。契約時に要件に該当した場合、CDW料金を支払った場合でもCDW契約は無効となり料金は返還しません。A.免許取得後1年未満、B.25歳未満、C.70歳以上、D.過去にガッツレンタカーで事故を起こした、E.その他当社が不適切と判断した場合。
- 事故等(自損事故含)を起こした場合、過失割合0の場合を除き、ノンオペレーションチャージ(以後NOC)を事故発生後3日以内に一括納付して頂きます。NOCは自走して当店で返却された場合は3万円、自走返却不可の場合は5万円と松戸店指定整備工場迄のレッカー料金となります。
- 同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみCDW適用となります。CDWは貸渡契約時の運転者登録者のみ適応です。複数人が運転する場合は貸渡契約時に運転手の登録が必要です。貸渡手続き後に運転者を追加登録する場合は追加者の運転免許証写しと電話番号の提出が必要です。追加運転者は主契約者同様、本契約内容の履行遵守義務、契約内容の連帯保証を負います。未登録運転手には保険が適応されません。
- 過失割合100%の対物対人事故の場合は、CDW加入時でも事故免責補償されず、5、6、の1事故免責額及び1事故補償額は免除されません。
- 重過失、法令違反、居眠り運転、無免許運転、30km以上の速度超過、酒気帯び運転による事故は自動車保険全額適応外となり、被害者、搭乗者への賠償の全額が契約者および運転者の連帯負担となります。また当店へ車両弁償・営業補償・過失損害金として20万円をお支払い頂きます。
- 任意保険は事故証明書を当店へ提出の上、事故免責額、車両補償料、NOC、追突損害金等を支払い後に適応します。延長料金未納期間時の事故に関しては任意保険適応外となり、全額を主契約者と運転者の連帯負担にて被害者へ補償するものとし、当店は事故に関連した一切の補償免責となります。
- 当店の車両トラブルは営業時間内に限り対応します。24時間対応ではありません。営業時間外や定休日の連絡はお受けできません。故障等による車両トラブル時は当店で事前連絡した場合に限りロードサービスを利用できます。但し契約者の利用方法に原因がある場合は適応外となります。いかなる事由を原因とするレッカー搬送でも店舗から15万円迄(約170~180km)当社負担、それを超える場合の搬送は契約者負担となります。
- 当店で連絡なく契約者の判断で処置した費用は全額契約者負担です。当社営業時間外の場合や契約者の都合等いかなる事情でも当社へ連絡ない場合は一切の費用負担や責任を負いません。ロードサービスの作業内容や出勤時間(深夜)によっては料金が追加されますので予めご了承ください。
- パンク(自然磨耗が原因の場合を除く)の修理対応は契約者負担、消耗品(ワイパーや電球等)の修理対応は当店負担(来店交換時のみ)です。
- 2日以上継続利用する場合は、1日の乗出し前に国土交通省の定めた日常点検を必ず行って下さい。日常点検を怠ることによるエンジン損傷やバースト等は車両保険適用外となり、全額契約者負担となります(時価額)。異音・異臭などあった場合は、速やかに走行を停止し当社に連絡し返車して下さい。当店来店して車両交換となります。これを怠ったことによる事故発生の場合、補償費用全額は契約者負担となります。
- 事故等によりレンタカーが使用できなくなった場合、貸渡契約を終了するものとします。(過失割合0の場合を除く)
- 車内は喫煙(電子たばこ含)、ペットの乗車は禁止です。発覚した場合専門業者による清掃料金として2万円+NOC3万円を返却時に納付して頂きます。
- 無料走行距離制限規定は契約期間1日300km、7日間1500km、14日~1カ月3,000kmです。当規定距離を超えて走行した場合は1km×10円の過走行料金を返却時に精算頂きます。(例:1カ月で3,500km走行の場合は、500km×10円=5,000円の過走行料金。)
- 1カ月以上継続利用する場合は、更新時に1カ月間の走行距離数申告が必要になります。レンタカー料金に過走行料金を加算した更新利用料を期間満了日前日までに支払うことで、継続延長することができます。
- 1カ月を超えて継続延長する場合でも延走行距離5,000kmを超えて走行することはできません。5,000kmを超える前までに当店で来店し、車両交換手続きをすることが必須となります。車両交換なく利用継続した結果、エンジンやブレーキなど、車両の損傷が起きた場合は、車両補償料20万円を損傷日から3日以内に納付頂くとともに、契約終了となります。また松戸店指定整備工場までのレッカー料金は契約者全額負担となります。(720円/km)
- 契約期間中に鍵を紛失された場合、松戸店へ来店の上、鍵代をお支払下さい。普通鍵5千円、盗難防止機能付き鍵3万円です。車種により代替鍵をお渡しできない場合があり、その場合は全額契約者負担にて当社指定の専門業者による対処または松戸店へレッカー搬送となります。
- 停車中のエアコン、ライト、ソケット充電等の通電によるバッテリー上がりやインロック等利用者の不注意による不具合対応は全額契約者負担です。
- 返車時には、当社が指定する市内ガソリンスタンドで満タン給油して、鍵返却と同時に指定ガソリンスタンドのレシートを提示してください。
- 満タン返却できない場合、(走行距離/10km)×150円で返却時に現金精算となります。
- 無連絡のまま契約期間を超過しての使用、料金未納、交通違反未処理、など契約上のトラブルを起こし、その解決を図らない場合、管轄警察署に連絡し、レンタカー協会及びガッツレンタカーの規約違反者に登録するとともに、以後ガッツレンタカー全店の利用ができなくなります。
- 県の指導により生活保護者へのレンタカー貸出はできません。駐車違反、料金支払遅延等のトラブルが原因で生活保護受給者であることが判明した場合、該当市町村に個人情報を提出します。受給停止や受給額変更等が生じた場合でも当社は一切の責任を負いません。
- レンタカー使用中の故障等、トラブルについて当店は一切の責任を負わず損害賠償の請求等はできないものとします。